

国の重点支援地方交付金活用事業

障害者就労施設への工賃向上を目的とした 設備整備への補助を実施します



詳細はこちらから
ご確認ください

申請期間

令和8年9月2日(水) ～ 30日(水)

対象者

令和8年9月1日時点で以下の指定を相模原市長から
受けている事業者
就労継続支援A型事業所
就労継続支援B型事業所

補助金額

補助対象経費(上限500万円)×補助率3/4以内
※補助対象経費のうち1/4は自己負担となります

補助対象経費

生産性の向上により工賃(賃金)向上に資する設備
整備等に係る経費(例:厨房設備、草刈り機等)

補助事業期間

補助金交付決定後(令和8年10月上旬予定)から
令和9年1月31日(日)まで
※期間中に支払完了までしたものに限り

**補助事業の
決定について**

補助事業は以下の項目を基準に選考します。
・生産性の向上により工賃(賃金)向上に資する設備整備
・利用者の知識・能力の向上に資する設備整備
・新たな販路拡大等受注促進につながる設備整備
※選考の結果、補助の対象とならない場合があります
※事業完了後、令和10年度まで、工賃(賃金)の実績や
導入効果についての調査にご協力いただきます。

問い合わせ 相模原市高齢・障害者福祉課
042-707-7055 k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp